

# 訪問看護ステーションさばえ 運 営 規 程

## (事業の目的)

第1条 社会医療法人寿人会が開設する訪問看護ステーションさばえ（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業の適切な運営を確保するために、人員及び、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、看護師、理学療法士、作業療法士（以下、「看護師・理学療法士等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、且つ、かかりつけ医師が必要を認めた者に対して、適切な事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護師・理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護師・理学療法士等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。
  - 5 前項のほか、関係法令内容を遵守し、事業を実施する。

## (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称、及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションさばえ
- (2) 所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（看護師） 1名

管理者は、事業所の看護師・理学療法士等従業員の管理及び、業務に係わる調整、業務の実施状況の把握、その他、事業所の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。また、管理者が兼務できる事業所の範囲について、その責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えないものとする。

- (2) サービス提供者

看護師 2. 5名以上（常勤換算）

理学療法士等 1. 0名以上（常勤換算）

看護師は、訪問看護及び介護予防訪問看護計画書及び訪問看護及び介護予防訪問看護報告書を作成し、事業の提供を行う。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～土曜日

但し、国民の祝日、国民の休日、及び年末年始(12/31～1/3まで)は除く。

(2) 営業時間 8時30分～17時30分

但し、土曜日のみ、8時30分～12時30分とする。

2 上記営業日及び営業時間の他にも、電話等にて24時間連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 病状、障害の観察

(2) 清拭、洗髪等による清潔保持

(3) 食事及び排泄等の日常生活の世話

(4) 褥瘡の予防、処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導

(9) カテーテル等の管理

(10) その他、主治医の指示による医療処置

(事業の実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、鯖江市、越前市、福井市、越前町の区域とする。

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 厚生労働大臣が定める基準(介護報酬の告示)は、事業所の見やすい場所に掲示もしくは、閲覧可能なファイルを備え置く。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第9条 当事業の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

(1) 宗教活動や政治活動は、ご遠慮いただく。

(2) 営利行為を禁止する。

(3) その他、事業の利用に当たって支障があると思われる内容についてはご遠慮いただく。

(利用者に関する緊急時対応方法)

第10条 看護師・理学療法士等は、サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生した場合には必要に応じて臨時緊急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の適切な措置を行うものとする。

2 看護師・理学療法士等は前項について、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策・業務継続計画の策定等)

第 11 条 看護師・理学療法士等は、サービス提供中は、福井県国民保護計画及び福井県地域防災計画、並びに関係市町地域防災計画等に基づき、災害時における情報の確認等、適切な対応に努める。

第 12 条 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じる。

- (1) 業務継続計画を策定する。
- (2) 業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 1 回以上実施する。
- (3) 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(事故発生時の対応)

第 13 条 当事業所にて事故が発生した場合には、利用者及び家族、並びに関係市町、居宅支援事業所に速やかに連絡を行い、必要な措置を行う。

(身体拘束等)

第 14 条 当事業所は、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 前号の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(苦情処理)

第 15 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を十分に配慮して必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した事業に関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止等に関する事項)

第 16 条 事業所の利用者の人権の擁護・虐待等の防止に関する事項は、別に定める社会医療法人寿人会の規程による。

- 2 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずる。
  - (1) 虐待等の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底する。また、担当者を定め指針の整備も行う。
  - (2) 虐待等を防止するための職員に対する研修及び訓練を年 1 回以上実施する。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 17 条 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第 18 条 看護師・理学療法士等は、事業に関し知り得た利用者、及び利用者家族等の秘密を保持しなければならない。

- 2 離職した後も、同様とする。

(記録の保持)

第 19 条 利用者に対する事業提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- 2 諸記録毎に、福井県条例、並びに関係法令に定められた期間を満たすよう適切に保管する。

(職員の質の確保・勤務体制の確保)

第 20 条 事業所は従業者の質的向上を図るために行う職員研修は、次のとおりとする。

- (1) 採用時研修 (社会医療法人寿人会新人研修) 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続者研修 年 2 回

- 2 看護師・理学療法士等は自ら提供するサービスの質の向上に資するため常に業務改善に努めるとともに年間研修計画をたて自己研鑽しチーム全体の質の向上を図るものとする。

第 21 条 事業所のハラスメントに関する事項は、別に定める社会医療法人寿人会ハラスメント防止規程による。

- 2 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他、運営に関する事項)

第 22 条 この運営規程は、事業所内に掲示もしくは閲覧可能なファイルとして備え付ける。また、重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表を行う。

(介護サービス事業者経営情報)

第 23 条 当事業所は 1 年に 1 度、介護サービス事業者経営情報を都道府県知事への提出を行う。

第 24 条 この規程に定めのない事項については、その都度、社会医療法人寿人会理事長と管理者が定める。

(附 則)

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成17年 8月 1日に一部改正する。

この規程は、平成17年 9月 1日に一部改正する。

この規程は、平成17年10月 1日に一部改正する。

この規程は、平成18年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成19年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成19年10月 1日に一部改正する。

この規程は、平成21年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成22年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成23年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成24年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成26年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成27年 4月 1日に一部改正する。

この規程は、平成28年11月11日に一部改正する。

この規程は、平成30年 5月 1日に一部改正する。

この規程は、令和 2年 4月 1日に一部改正する。

(社会医療法人認定に伴い変更する。)

この規程は、令和 3年 4月 1日に一部改正する。

(官報「号外第15号」令和3年1月25日に伴い変更する。)

この規程は、令和 4年 4月 1日に一部改正する。

(第5条 事業所の営業日及び営業時間を変更する。)

この規程は、令和 6年 6月 1日に一部改正する。

(介護保険改正に伴い変更する)